

2024年3月15日

研究者・研究関係者各位

遺伝子組換え実験安全委員会

遺伝子組換え生物等の運搬について（通知）

遺伝子組換え生物等を譲渡・譲受等する場合、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」をはじめとする法令等に基づき実施する必要があります。

西宮キャンパスと神戸キャンパス間において、遺伝子組換え生物等を譲渡・譲受等する場合、省令[*]による「運搬」に該当することから、省令で求められている実施事項を確認の上、適正な運搬をお願いいたします。なお、遺伝子組換え動物、ドライジッパーについては輸送専門業者を介しての運搬をお願いいたします。

また、委員会手続きにいたしましても遺伝子組換え生物等の譲渡に際して報告等の手続きを行っていただきますようよろしくお願いいたします。なお、遺伝子組換え実験の過程において行われる運搬については省令に基づき実施してください。（詳細は別紙参照）

不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

問い合わせ先

【委員会手続き】研究技術課 実験審査事務 (kumikae@hyo-med. ac. jp)

【組換え動物に関する運搬方法】病態モデル研究センター (doubutu@hyo-med. ac. jp)

[*]研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令第7条（運搬に当たって執るべき拡散防止措置）

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち、運搬（遺伝子組換え実験又は細胞融合実験の過程において行われる運搬を除く。）に当たって執るべき拡散防止措置は、次に定めるとおりとする（施行規則第十六条第一号、第二号及び第四号に掲げる場合並びに虚偽の情報の提供を受けていたために、第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置を執らないで第二種使用等をする場合を除く。）。

- 一 遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れること。
- 二 当該遺伝子組換え生物等の遺伝子組換え実験又は細胞融合実験に当たって執るべき拡散防止措置が、P1レベル、P2レベル、LSCレベル、LS1レベル、P1Aレベル、P2Aレベル、特定飼育区画、P1Pレベル、P2Pレベル及び特定網室以外のものである場合にあっては、前号に規定する措置に加え、前号に規定する容器を、通常の運搬において事故等により当該容器が破損したとしても当該容器内の遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れること。
- 三 最も外側の容器（容器を包装する場合にあっては、当該包装）の見やすい箇所に、取扱いに注意を要する旨を表示すること。

遺伝子組換え生物等の運搬に関する注意事項について

	西宮キャンパスと神戸キャンパスの両キャンパスで実験を行う場合※ ¹	同一キャンパス内で実験を行う場合※ ²
情報提供	必要	法令等に規定はなし※ ³
輸送に用いる容器	破損をしたとしても遺伝子組換え生物等が漏出しない構造の容器	破損をしたとしても遺伝子組換え生物等が漏出しない構造の容器
容器への表示	外側の見えやすい箇所に、取扱いに注意を要する旨の表示	法令等に規定はなし

※¹西宮キャンパスと神戸キャンパス間の遺伝子組換え生物等の運搬が対象となります。
 (両キャンパスが離れていることから、他施設への遺伝子組換え生物等の運搬と同様の手続きが必要となります。)

※²同一キャンパス内での遺伝子組換え生物等の運搬が対象となります。

※³法令等に規定はされていませんが、譲受者が遺伝子組換え生物等を適切に取り扱うために情報提供を推奨いたします。